

事務連絡  
平成 26 年 6 月 5 日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
建築物防災対策室

### 建築物石綿含有建材調査者の活用について（周知）

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、昨年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。（別紙 制度概要）

昨年 10 月、上記規程に基づき「一般財団法人 日本環境衛生センター」が登録され、本年 5 月当該機関において制度開始後初となる建築物石綿含有建材調査者講習の修了者を確定し、公表した旨の報告を受けました。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切な建築物石綿含有建材調査を実施するために必要な知識を有するものとして所要の講習を修了したものであり、その名簿は下記の講習機関のホームページに掲載されています。

建築物の取引から使用（維持管理）、解体に渡る建築物のライフサイクルのうち、石綿調査を必要とする各場面において、幅広い分野での活躍が期待されますので、必要に応じた活用・関係者への助言など、執務の参考としていただけますようお願いいたします。

引き続き、民間建築物における石綿対策の推進にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本件につきましては、貴機関の会員の皆様にも周知していただきますようお願いいたします。

（参考）国土交通省「建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について」

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000482.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000482.html)

一般財団法人 日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>

### <問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 津村、池田  
電話：03-5253-8111（内線：39-529） FAX：03-5253-1630

## <制度創設の背景>

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会(以下「社整審」という。)において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(以下「講習登録規程」という。)を告示で制定。

## <制度のフロー>



## <制度の概要>

- ① 国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ② 国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制を確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③ 登録講習機関は、講義、実地研修、修了審査を含む講習を行う。
- ④ 登録講習機関は、講習を修了し修了審査に合格した者に修了証明書を交付する。

### 講習機関の登録の要件

- ・ 登録規程に定める適切な講習が行われること。
- ・ 一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
- ・ 一定の中立性があること。

### 受講者の資格

- ・ 建築に関する知識及び経験を有する者
  - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
  - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者

### 講習の内容

- ・ 講義(11時間)
  - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
  - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
  - 第3講座 現場調査の実際と留意点
  - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
  - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
  - 石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了審査
  - 筆記試験、口述試験